



子どもの権利条例条文

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。
第14条 子どもは、自分に拠ることを自分で決めることができる。



子どもの権利条例条文

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。



子どもの権利条例条文

第15条 子どもは、参加することができる。
第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催する。子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。